

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第14号

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車整備管理規程の一部を次のように改正する。

第7条第9号中「乗務員」を「運転士（指導運転士を含む。以下同じ。）」に、「その他の関係職員」の右に「（以下「運転士等」という。）」を加える。

第10条及び第11条中「整備要員等」を「運転士等」に改める。

第12条中「整備要員」を「運転士等」に改める。

第23条中「補助者」の右に「，運転士」を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局自動車部技術課)